

柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護施設又は障害福祉施設を運営する法人の職場環境を改善する取組、求人活動に資する取組及びイメージアップに資する取組を支援するため、予算の範囲内において、介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 介護施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第8条の2及び第115条の45に規定するサービスを行う施設をいう。
- (2) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者
- (2) 市内に法人・事業所本部を置く法人・事業者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は期間を定めて補助事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集は、市のホームページへの掲載、その他市長が適当と認める方法により補助対象者に周知することとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者 (以下「申請者」という。) は、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付とする場合にあつては、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により、不交付とする場合にあつては、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金不交付決定通知書 (別記第 3 号様式) により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた申請者 (以下「補助事業者」という。) が、補助対象事業の変更又は中止をする場合は、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金変更・中止承認申請書 (別記第 4 号様式) に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更又は中止の承認)

第 9 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の変更又は中止を決定し、変更承認する場合にあつては、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金変更・中止承認決定通知書 (別記第 5 号様式) により、変更承認しない場合にあつては、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金変更・中止不承認決定通知書 (別記第 6 号様式) により通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業完了後 30 日以内又は当該年度末日までのいずれか早い期間内に、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金実績報告書 (別記第 7 号様式) に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の額を確定し、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金額確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対して交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告若しくは不正行為により本補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱で付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が交付すべきではないと認める事由があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を、柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金返還命令書(別記第10号様式)により命ずるものとする。

(補助金交付後の活動報告書)

第15条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金の交付決定が行われた翌年度から3年間において、採用人数及び離職者数等を含めた活動報告書を毎年度6月末までに市長へ提出するものとする。

(延滞金)

第16条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられ、これを正当な理由なく前条の期限までに納付しなかったときは、市長が交付規則第17条の規定により計算し、通知した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係図書等の保存)

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和8年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
1	人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う事業	人材確保・職場定着に向けたコンサルティングを専門業者に委託する費用	2 / 3	50万円
2	求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル費用	2 / 3	50万円
3	採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成又は改修を専門業者に委託する費用	2 / 3	50万円
4	その他人材確保及び職場定着のための事業	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業に要する費用	2 / 3	50万円

注 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。